

栄東まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、名古屋市中区栄四丁目及び五丁目を中心とした栄東周辺地区の環境整備に関するまちづくり事業を企画及び実施することを目的とし、協議会を構成する栄東まちづくりの会、栄東発展会及び一般社団法人栄東女子大小路ビル協会（以下「地域団体」という。）と互いに助け合い、協力し合いながら、地域の個性や特色を生かしたまちづくりを推進するものとする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、地域団体からの要望等に基づき、次の事業を実施する。

- (1) 栄東周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業
- (2) 暮らしやすい地域づくりを目指す事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(委員)

第4条 協議会の委員は、別表1及び別表2のとおりとする。ただし、南武平町北部町内会の会長が他の地域団体の会長と同一の者である場合においては、別表1南武平町北部町内会の項役職等の欄中「会長」とあるのは「左記団体より推薦を受けた者」と読み替えるものとする。

2 委員の選任にあたっては、同一人を複数の団体から重複して選任することはできない。

(支援会員)

第5条 協議会の目的に賛同し、これを支援する個人又は団体は、協議会会議（以下「会議」という。）を経て支援会員となることができる。

2 支援会員は、協議会に関する情報の提供を受けることができる。

(役員及び職務)

第6条 協議会の役員として会長1名、副会長3名を置き、第4条に規定する委員の互選により選出する。ただし、会長は別表3に規定する地域団体に所属する委員から、副会長3名のうち2名はその他の地域団体に所属する委員からそれぞれ選出するものとし、副会長3名のうち1名は名古屋市中区区政部長とする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 前項における職務代理の順位は、次のとおりとする。

(1) 委員の互選により選出された副会長

(2) 名古屋市中区区政部長

5 会長及び副会長ともに事故があるときは、臨時に委員の中から仮会長を互選し、会長の職務を行わせる。

(監事)

第7条 協議会に監事を置く。

2 監事は2名とし、会長が委嘱する。

3 監事2名のうち1名は名古屋市中区区政部総務課長とする。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

5 監事は、協議会の委員を兼ねることができない。

(任期)

第8条 役員及び監事の任期は2年を1期とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

2 役員及び監事は、再任を妨げない。

3 役員及び監事が任期の途中で退任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 事業計画に基づく事業の企画及び執行に関すること。

(4) 規約の改正に関すること。

(5) 委員が所属する団体等との契約に関すること。

(6) その他、協議会の運営に関すること。

(会議の招集、運営)

第10条 会議は会長が招集し、会長を議長とする。

2 会議は、在籍委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第4項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。

3 会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長、副会長及び委員は、自己もしくは父母、配偶者、子の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、会議の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

5 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができる。
- 7 会議は、原則公開とする。ただし、会議の議決により非公開とすることができる。

(運営会議)

第 11 条 運営会議は会長が招集し、会長を議長とする。

- 2 運営会議は、会長、副会長及び事務局職員で構成する。
- 3 会議に提案する必要な事項については事前に運営会議で協議または調整する。
- 4 会長は、必要に応じて協議会委員などの関係者の出席を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか運営会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門アドバイザー)

第 12 条 会議に専門アドバイザーを置くことができる。

- 2 専門アドバイザーは、会議が推薦し、会長が委嘱する。
- 3 専門アドバイザーの報酬については、会長が別に定める。

(代理等)

第 13 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人をもって表決を行うことができる。

- 2 前項による代理人は、会議の出席者とみなすほか、第 10 条第 4 項の規定が準用される。
- 3 会長は、緊急の場合においては、各委員に書面による賛否を求め、会議の議決に代えることができる。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、港まち・栄東まち活性化事業補助金、その他の収入をもってあてらる。

(会計年度)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(報告)

第 17 条 協議会の事業については、事業年度終了後、速やかにこれを名古屋市に報告するものとする。

(協議会の解散)

第 18 条 協議会の解散は、会議出席会員の 4 分の 3 以上の議決を必要とする。

(事務局)

第 19 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(法令遵守)

第 20 条 協議会の委員及び事務局は、事業の執行に関し、関係法令を遵守しなければならない。

(情報公開)

第 21 条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければならない。

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は平成 27 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

2 平成 29 年 3 月 30 日現在の役員及び監事の任期は第 8 条の定めにかかわらず、同日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は平成 29 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は令和 3 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は令和 6 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は令和 7 年 4 月 24 日から施行する。

別表 1

所属	役職等	委員数
栄東まちづくりの会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
栄東発展会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
一般社団法人栄東女子大小路ビル協会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
南武平町北部町内会	会長	1

別表 2

所属	役職
総務局	総合調整部総合調整課長
スポーツ市民局	地域振興部地域振興課長
住宅都市局	都心まちづくり部担当課長(栄開発)
緑政土木局	中土木事務所長
中区	区政部長
	区政部地域力推進課長

別表 3

時期	地域団体
令和 7 年 4 月から令和 9 年 3 月まで	栄東発展会
令和 9 年 4 月から令和 11 年 3 月まで	栄東まちづくりの会
令和 11 年 4 月から令和 13 年 3 月まで	一般社団法人栄東女子大小路ビル協会

令和 13 年 4 月以降の会長に選出される委員が所属する地域団体は、同月から 2 年ごとに栄東発展会、栄東まちづくりの会、一般社団法人栄東女子大小路ビル協会の順とする。